

答 申 第 262 号

平成19年6月18日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年12月22日付け農地第369号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成10年3月2日付けで異議申立人から提起された、平成10年2月12日付け農地第483号で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、「級・号給」欄に記載された情報を除くその余の情報は、公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成10年2月12日付け農地第483号で行った公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 旅行命令票の公開について、いつ、誰が、どこへの記録が塗りつぶされては公開の役に立たない。

イ 命令日と運賃だけの公開は、空出張かくしと疑われてもやむを得ないのではないか。

ウ 規定は「公開しないことができる」とあるので運賃を非公開とし、いつ、誰が、どこへを公開されたい。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 公文書公開請求の対象となった公文書について

本件公開請求の対象となった公文書は、平成8年11月農地課職員の旅行命令票（以下「本件文書」という。）である。

本件文書は、(1)旅行者の勤務部課(所)・在勤公署・住所、(2)給料表の種類、(3)職名、(4)級・号給、(5)氏名、(6)用務、(7)旅行命令権者決裁、(8)所属係長、(9)命令受領印、(10)発令年月日、(11)旅行年月日、(12)旅行先、(13)鉄道賃、(14)船賃、(15)車賃、(16)日当、(17)宿泊料、(18)食卓料、(19)(13)ないし(18)の金額の計、(20)精(概)算額、(21)概算支給済額、(22)請求額(返納額)、(23)合計、(24)説明、(25)調査、(26)計算、(27)備考、(28)請求(精算)年月日・請求者(精算者)氏名の28項目の記載欄から成るものであり、旅行命令簿と旅費請求書とが一体となったものである。

(2) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号該当性について

本件文書に記録されている情報のうち、氏名、請求者(精算者)氏名欄については、個人名が記載されており特定個人が識別される情報である。

また、職名、決裁欄の印影の一部、命令受領者の印影は、千葉県職員録等の情報と組み合わせることにより特定個人を識別することが可能となる。

さらに一部の職員の旅行年月日、旅行先等については、公開請求人が、旅行命令票の内容を情報として把握していることが考えられたため、公開した場合、その情報と組み合わせることにより特定個人を識別することが可能となる。

級・号給については、これを公開した場合、一般行政職給料表等の情報と組み合わせることにより当該職員の給与が推測される。給与の支給額は、収入に関する情報として、個人に関する情報であることが明らかである。

以上のことから、旧条例第11条第2号に該当すると判断し非公開とした。

### (3) 異議申立ての理由について

異議申立人は、「旅行命令票の公開について、いつ、誰が、どこへの記録が塗りつぶされていては、公開の役に立たない。命令日と運賃だけの公開は、空出張かくしと疑われても止むを得ないのではないか。規定は「公開しないことができる」とあるので運賃を非公開とし、いつ、誰が、どこへを公開されたい」旨主張する。

異議申立人の求めるこれらの情報については、上記(2)で説明するとおり、旧条例第11条第2号に該当するとして一部非公開としたものであるが、非公開とした情報のうち、他の同様事例における千葉県情報公開審査会の答申を参考に再度検討したところ、「級・号給」欄の記載は、職員の「氏名」欄の記載と一体として職員の私事に関する情報そのものをなすものであるので、旧条例第11条第2号の非公開情報に当たるものと認められる。

なお、それ以外の情報は、いずれも旅行命令や旅費請求の内容に関するものであり、農地課の職員の職務の遂行に関する情報であって、職員の私事に関する情報を含むとは認められないことから、同号の非公開情報に当たらないものと認められるため公開する用意がある。

## 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

### (1) 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、平成10年1月29日付けで旧条例に基づき実施機関に対し、「平成8年11月の農地課職員全員の旅行命令書」の公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る公文書として「平成8年11月農地課職員の旅行命令票(31件)」を特定し、本件決定を行った。

### (2) 本件文書について

本件文書は、平成8年11月分の農地課職員の「旅行命令票」であり、その内容は、実施機関の説明要旨(1)のとおりであり、各欄にそれぞれ対応する事項が記載されている。

本件文書のうち実施機関が非公開とした部分は、級・号給、氏名、命令(依頼)受領者の印影、請求者(精算者)の氏名及び印影、一部職員の旅行命令票のうち職名、決裁欄すべて、所属係長欄、旅行年月日、旅行先、旅費額である。

なお、実施機関は、非公開とした情報のうち級・号給を除くその余の部分については、判断を改め公開するとしている。

### (3) 旧条例第11条第2号該当性について

#### ア 基本的な考え方

旧条例は、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、そのために県民に公文書の公開を請求する権利を明らかにすることとしており(第1条)、実施機関に対し、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしつつも、公文書の公開を請求する県民の権利を十分尊重して旧条例を解釈運用する責務を負わせている(第3条)。

このように旧条例は、県の県政に関する情報を広く県民に公開することを目的として定められたものであるところ、県の県政に関する情報の大部分は、公務員の職務に関する情報といえることができる。そうすると、旧条例が職員の職務の遂行に関する情報が記録された公文書について、職員個人の社会的活動としての側面があることを理由に非公開とすることができるものとしているとは解しがたい。

本件文書は、公務のため旅行する職員に係る旅行命令及び当該旅行に係る旅費請求のために作成された旅行命令票であり、職員の職務に関する情報が記録された公文書である。そうすると、これらに記録されている情報は、職員の私事に関する情報を含まない場合には、本号の非公開情報に当たらないというべきである。

#### イ 具体的な判断

##### (ア) 「級・号給」欄の情報について

職員に係る級・号給の情報は、旅行命令や旅費請求の内容をなすものではなく、旅費請求における旅費の算定の前提とするものであり、当該職員の「氏名」欄の記載と一体として当該職員の私事に関する情報そのものをなすものであるため、本号の非公開情報に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

##### (イ) 上記(ア)以外の情報について

上記(ア)以外の情報は、いずれも旅行命令や旅費請求及び旅費精算の内容に関するものであり、職員の私事に関する情報を含むとは認められないことから、本号の非公開情報に該当しないものと認められる。

なお、「氏名」欄の記載については、上記(ア)の非公開情報とその余の情報との共通の内容となっているが、この部分に私事に関する情報が含まれていないので、公開すべきものと判断する。

#### (4) 結論

実施機関が非公開とした情報のうち「級・号給」欄に記載された情報は、旧条例第11条第2号に該当し非公開とすることができるが、その余の情報は公開すべきである。

#### 5 附言

本件諮問は、平成10年3月2日に異議申立てを受けてから、諮問に至るまで8年余りを経過して行われている。

実施機関は、同様の案件が裁判中であったことから、諮問を一時保留していた等の事情があったと説明するが、その事情を考慮しても諮問までにかかなりの時間が経過し、部分公開決定等に対する異議申立てへの対応として、本件諮問は著しく遅きに失したものであると言わざるを得ない。

このことは、簡易迅速な救済制度である異議申立て制度の趣旨を損なう事態であると考えられるので、今後早期の諮問と迅速な処理を行うよう求めるものである。

#### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 12. 22	諮問書の受理
19. 1. 19	実施機関の理由説明書の受理
19. 4. 24	審議
19. 5. 22	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成19年5月22日現在)